社会福祉法人を運営する者の藍綬褒章について

【推薦目安】社会福祉法人を運営する者のうち次の１から４の全てを満たす者

１　社会福祉法人の理事長

２　社会福祉法人を設立した者

３　理事長として概ね１５年以上在任した者

４　次の要件のいずれかに該当する者

　①　多数の社会福祉施設を開設したこと。

　　（社会福祉法第２条に定める社会福祉事業を多数に渡り実施（受託を含む）

　　したことを含む。）

　②　実質的な施設長として現場業務に従事したこと。

 この場合、名義上の施設長については、叙勲又は褒章の対象とはしない。

　③　医師として、当該施設における医療業務に従事したこと。

ただし、病院長、医師会役員等として叙勲または褒章の候補者となり得る者を除く。

　④　その他、社会福祉法人運営上、顕著な功績を有すること。